

広域営農団地農道整備事業についての覚書

建設省道政発第3号
45農地D第207号

広域営農団地農道整備事業の発足にあたり、建設省は、幹線市町村道整備の一環として本事業に積極的に協力すること及び、本事業は建設省が一元的に行ってきた道路行政を多元化するものでないことを相互に確認し、下記のとおり了解し、覚書を交換する。

昭和45年3月16日

建設省道路局長 蓑 輪 健二郎
農林省農地局長 中 野 和 仁

記

- 1 農林省は、広域営農団地農道整備事業（以下「本事業」という。）を実施しようとする者が、その計画について関係都道府県の道路担当部局と事前に協議調整を了するよう指導するものとする。
- 2 農林省は、本事業を実施しようとする者が、本事業のうち、市町村道（将来市町村道となる見込みのものを含む。）に係るものについて当該市町村道の道路管理者又は道路管理予定者と協議し、その路線および道路構造等の計画を決定するよう指導するものとする。
- 3 建設省は、都道府県道又は幹線市町村道で広域営農団地農道と路線（あるいは区間）又は機能が重複するものについては、道路整備計画と営農団地整備計画との調整を図るため、農林省と協議調整し、その整備の促進を図る。
- 4 農林省は、広域営農団地農道のうち、上記3以外の路線（あるいは区間）の事業実施に当たっては、営農団地整備計画と道路整備計画と調整を図るため、建設省と協議調整するものとする。